

表 個人所得税特定項目付加控除暫定弁法の詳細

項目	対象	金額	備考
子女教育	納税者の子女の就学前教育および学校教育の関連支出	年間1万2,000元(月1,000元)	○就学前教育は3歳～小学校入学前。学校教育は義務教育～大学院博士課程 ○父母それぞれが50%ずつ、または父母の協議により一方が100%の控除を受ける。控除方法は納税年度内の変更不可
生涯教育	納税者の学校教育に関する支出	年間4,800元(月400元)	○納税者本人の子女教育と、生涯教育はいずれかを選択することとし、控除の併用は不可
	納税者の技能職業資格、専門技術職業資格に関する教育支出	年間3,600元(資格を取得した年度に実施)	
大病医療	納税年度内の医療費個人負担額のうち、1万5,000元を超える部分	実費(上限年間6万元)	○確定申告時に控除
住宅ローン金利	納税者もしくは配偶者が商業銀行もしくは住宅積立金個人住宅ローンを使用し、本人もしくは配偶者のために購入した、初めて購入した住宅のローン金利	返済期間中 年間1万2,000元(月1,000元)	○初めて購入した住宅のみ控除可能 ○納税者もしくは配偶者いずれが控除を受けるか選択可能。控方方法は納税年度内の変更不可
住宅家賃	納税者もしくは配偶者が主に就業する都市に住宅を所有せず、住宅を賃借し発生する家賃	○直轄市(注1)、省政府が所在する都市、計画単列市(注2)、および国务院が定めるその他の都市 年間1万4,400元(月1,200元) ○その他の都市で戸籍人口が100万人超の場合 年間1万2,000元(月1,000元) ○その他の都市で戸籍人口が100万人以下の場合 年間9,600元(月800元)	○夫婦の主要就業都市が同じ場合、一方のみ控除可能。夫婦の主要就業都市が異なり、かついずれも主要就業都市で住宅を所有していない場合、それぞれ控除が可能 ○住宅ローン金利控除との併用は不可
高齢者扶養	60歳以上の父母およびその他法定扶養者に対する扶養支出	○一人っ子の場合 年間2万4,000元(月2,000元) ○一人っ子でない場合 兄弟姉妹と年間2万4,000元(月2,000元)を分割	○分割の場合、平均、被扶養者による指定、扶養者の協議などによる。納税年度内の変更不可 ○分割の場合、1人の控除額は最大1万2,000元以下(月1,000元) ○2人以上を扶養する場合は、被扶養者数を乗じた金額を控除

(注1) 省レベルの行政単位の市。北京市、天津市、上海市、重慶市。

(注2) 省レベルの経済管理権限を持つ市。広東省深セン市、遼寧省大連市、浙江省寧波市、福建省アモイ市。

(出所) 財政部、国家税務総局「個人所得税特定項目控除暫定弁法」(意見募集稿)を基に作成